

# 宮城県外国人留学生支援事業費補助金 事業概要

## 1 事業の目的

介護福祉士資格の取得を目指す意欲のある留学生の県内日本語学校又は県内介護福祉士養成施設における修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することで、将来の介護人材の確保を目指す。

## 2 事業内容

### (イ) 補助対象者

所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う県内の介護施設等

### (ロ) 補助対象事業

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意志のある留学生に対し、学費や生活費を奨学金として貸与又は給付する事業

### (二) 対象経費等

項目	1. 対象経費	2. 基準額 (外国人留学生1名あたり)		3. 補助率	4. 補助対象期間
日本語学校	県内の日本語学校(卒業後県内の介護福祉養成施設に進学する場合に限る。)学費及び居住費等(※1)	学費	年 600,000 円	3分の1	1年以内
		居住費などの生活費	年 360,000 円		
介護福祉士養成施設	県内の介護福祉士養成施設学費及び居住費等(※1)	学費	年 600,000 円		正規の修学期間(2~4年)(※2)
		居住費などの生活費	年 360,000 円		

※1・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。

※2・・・病気等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については補助対象期間に含める。ただし、補助対象期間は最大で4年間とする。

## 3 補助金の返還について

事業者が留学生に奨学金を支給したが、日本語学校又は介護福祉士養成施設を中退し、又は卒業後に当該事業者において一定期間介護業務に従事せず、留学生に奨学金の返済を求める場合にあっては、交付要綱様式第7号により返還額のうち補助金分について県に返還しなければならない。

**<具体例>** 奨学金(学費)として60万円を支給し、県から20万円の補助を受ける場合

【例1】日本語学校又は介護福祉士養成施設を中退し、又は卒業後に当該事業者において介護業務に従事せず、留学生に奨学金の全額返済を求める場合

⇒返済額60万円のうち、県補助金分20万円について県に返還が義務づけられます。

【例2】卒業後に当該事業者において一定期間介護業務に従事せず、留学生に奨学金の一部(30万円)返済を求める場合

⇒返済額30万円のうち、県補助金分10万円について県に返還が義務づけられます。

【例3】卒業後に当該事業者において一定期間介護業務に従事し、奨学金の返済が免除となった場合

⇒県補助金分について県への返還は不要です。

#### 4 他の制度との併給

外国人留学生が、介護福祉士修学資金貸付事業等、国や県その他公的団体が実施する類似の他制度による貸付等の支援を受けている場合は対象としない。

但し、本事業と他制度が重複しない場合は対象とする。

<重複しない場合の例>

【例1】日本語学校修学分について本事業を活用し、日本語学校を卒業後、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用する場合

【例2】介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費への補助を利用する場合

#### 5 申請手続

補助金の交付を受けようとする事業者は交付要綱第4条に定める申請書（様式第1号）のほか、以下の添付書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。

- ア 経費所要額調書（様式1-1）
- イ 支出計画書（様式1-2）
- ウ 事業計画書（様式1-3）
- エ 補助事業に係る歳入歳出予算所（見込書）の抄本
- オ 納税証明書（県税）
- カ 暴力団排除に関する誓約書
- キ 奨学金等貸与（給付）規程
- ク 在留カードの写し
- ケ 該当する留学生が日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍していることが確認できる書類
- コ 日本語学校卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思があることが確認できる書類
- サ 留学生への貸与（給付）型奨学金の実施を確認できる書類
- シ このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料

#### 6 実績報告

実績報告に当たっては、交付要綱第7条に定める実績報告書（様式第5号）のほか、以下の添付書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。

- ア 経費所要額精算書（様式5-1）
- イ 対象経費の精算額内訳（様式5-2）
- ウ 事業実施状況報告書（様式5-3）
- エ 補助事業に係る歳入歳出決算書（見込書）の抄本
- オ 事業実施状況の記録（写真等）
- カ 在留カードの写し
- キ 外国人留学生へ奨学金等を支給した明細書の写し
- ク 日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業した場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類
- ケ 日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍中の場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類
- コ 日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学・休学している場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類

- サ 介護福祉士養成施設の修学期間最終年度にあつては、介護福祉士国家試験受験結果
- シ このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料

## 7 留意事項

### (1) 奨学金の貸与（給付）規程について

この補助金の交付を申請する場合は、事業を適正に実施するために奨学金の貸与（給付）規程を定めること。その際は、以下ア及びイの要件を明らかにしておかなければならない。

- ア 貸付対象（合理性、内部又は外部、特定の属性だけ対象となっていないか等）
- イ 法人の手続き（選定方針、承認方法、債権管理、チェック体制等）

### (2) 事業者が社会福祉法人である場合の社会福祉法人会計に係る留意点

外国人留学生が介護福祉士養成施設を卒業後に事業者において勤務する予定となっている場合は、「社会福祉法人の認可について」第1の2に規定する公益事業のうち、「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）」に該当するものである。

なお、当該外国人留学生が、事業者において現にアルバイトをしている場合も同様である。

### (3) 留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項

この補助金の交付を申請する場合は、「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を十分に参照すること。